

中型一種・中型二種・準中型のA T限定免許の導入について

令和8年6月22日から、中型一種、中型二種、準中型（限定解除を含む）の技能試験に用いる車両がA T車両に変更されます。

○ A T限定免許を取得したい方

中型一種、中型二種、準中型に使用する試験車両が仮免許（場内）試験から本免許（路上）試験まで全てA T車両になります。

A T車両を用いての本免許（路上）試験に合格した場合、A T限定の免許が交付されます。

○ M T免許を取得したい方

M T免許を希望する場合でも、仮免許（場内）試験から本免許（路上）試験まで、全てA T車両で試験を実施します。

本免許（路上）試験で合格基準に達した方は、引き続き普通M T車両を用いて場内試験を実施します。

普通M T車両を用いての場内試験に合格した場合、M T免許が交付されます。

※ 現に普通M T免許をお持ちの方

中型一種、準中型免許受験の場合は、A T車両で本免許（路上）試験合格後、普通M T車両を用いての場内試験は免除されM T免許が交付されます。

※ 現に普通二種M T免許をお持ちの方

中型二種免許受験の場合は、A T車両で本免許（路上）試験合格後、普通M T車両を用いての場内試験は免除されM T免許が交付されます。

○ 外国免許から日本免許への切替え手続きにより中型一種免許、準中型免許を取得したい方

- ・ 中型一種のA T限定免許を取得したい方は、技能確認に使用する車両がA T車両になります。

M T免許を取得したい方でも、A T車両で技能確認を実施し、合格基準に達した方は引き続き普通M T車両を用いて技能確認を実施します。ただし、現にM T免許をお持ちの方は、A T車両による技能確認に合格後、普通M T車両を用いての技能確認は免除されM T免許が交付されます。

- ・ 準中型免許については、従来どおり準中型のM T車両を用いて技能確認を実施します。

上記試験の詳細については、下記の運転免許課試験係へお問い合わせください。

和歌山市西1番地

交通センター内

和歌山県警察本部 交通部 運転免許課 試験係

電話：073-473-0110（内線366・367）